

「平成 30 年版 訪問看護お悩み相談室」

(編集：公益財団法人 日本訪問看護財団 発行：中央法規)

訂正のお知らせ

更新日：2018年8月7日

「平成 30 年版 訪問看護お悩み相談室」をご購入いただきまして誠にありがとうございます。

この度、本書において、記載に誤りがございました。深くお詫び申し上げますとともに、以下の通り訂正させていただきます。

訂正内容

ページ数	該当箇所	正	誤
P 150	No.149 訪問看護情報提供療養費 1 答 <算定時の注意点> ③	同一月において、介護保険の訪問看護を受けている場合 <u>には算定できません。</u>	同一月において、介護保険の訪問看護を受けている 場合に算定できます。